

様式第 2 号（第 9 条関係）

会議録

会議の名称	令和 5 年度第 4 回ふじみ野市上下水道審議会			
開催日時	令和 5 年 1 2 月 5 日（火） 開会時刻 午後 2 時 0 0 分 閉会時刻 午後 4 時 0 0 分			
開催場所	市役所本庁舎 3 階 A 3 0 1 会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	原田 晴男	都市政策部長	山風呂 敏
	副会長	玉田 修	事務局	北澤 豊
	委員	藤谷 克己	事務局	大塚 昌利
	委員	岸川 彌生	事務局	三浦 俊英
	委員	永井 儀男	事務局	島田 二郎
	委員	渋谷 正一	事務局	羽鳥 一彦
	委員	穴田 義男	事務局	岡澤 真樹
	委員	原 義人	事務局	門叶 豊
	委員	野崎 聡美	事務局	館野 沙織
委員	久保田 清			
会議の議題	(1) 諮問事項について（水道事業及び下水道事業の経営戦略の改定について） (2) 諮問事項について（水道料金の改定について） (3) 答申（案）について			
会議の公開又は非公開の別	公開・ <del>非公開</del>			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0 人			
会議の内容	別紙 1 のとおり			
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ ふじみ野市上下水道審議会委員名簿</li> <li>・ ふじみ野市上下水道審議会条例</li> <li>・ ふじみ野市上下水道審議会傍聴要領</li> <li>・ 諮問書（経営戦略の改定）</li> <li>・ 諮問書（水道料金の改定）</li> <li>・ 水道事業の現状とシミュレーションについて</li> <li>・ 水道ビジョン・経営戦略 主な修正箇所一覧表</li> <li>・ ふじみ野市水道ビジョン・経営戦略素案（案 2）</li> <li>・ 下水道事業の現状とシミュレーションについて</li> <li>・ 下水道事業経営戦略 主な修正箇所一覧表</li> <li>・ ふじみ野市下水道事業経営戦略素案（案 2）</li> </ul>			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金体系新旧比較表（一般用（D 案）・浴場用・臨時用）</li> <li>・答申案</li> </ul>
事務局		都市政策部 上下水道課
議事の確定	確定年月日	令和5年12月13日
	記名押印 又は署名	役職名 会長 原 田 晴 男 ㊟ ※自署の場合は、押印不要です。

別紙 1  
会議内容

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【審議】

ア 諮問事項について(水道事業経営戦略の改定について)

○計画素案 106 頁の原価計算表について、今回初めて提示されたと思う。

これは何に基づいて原価計算がされているのか、説明をお願いしたい。

前回までの審議会で、今後人口減少や設備投資に伴う減価償却費の増大などが課題との説明があったが、それらはこの原価計算表のどの部分に組み込まれているのか。

⇒料金水準が適切なものであるか、また将来の料金改定の必要性等について議会や住民の理解に資するよう、直近の料金算定期間内における原価計算の内訳などを詳細に記載し、見える化したものが「原価計算表」であり、この表は総務省が示すひな形をベースに、本市の財務シミュレーションを反映し、作成した。

前回までの審議会でも人口減少や減価償却費の増大が課題と説明したが、人口減少については原価計算表の 1 番上の段「料金」に、減価償却費については営業費用の 1 番下「減価償却費」に組み込まれている。

なお、ここで示している原価計算表は令和 6 年から令和 10 年までの 5 年間で計算期間とし、その平均値を記載したものであり、今後計画の見直しに合わせて原価計算表も更新することとなる。

○計画素案 72 頁、配水池の耐震化率に関する事業目標について、令和 15 年度までの 10 年間で約 20% 上昇させるとのことだが、この 20% の根拠について教えて欲しい。

⇒配水池の耐震化率は、配水池の総有効容量のうち、耐震対策が施された配水池及び耐震性が高いと評価された配水池の有効容量の割合で計算をしている。

大きい配水池の耐震化が済むと、それに伴い耐震化率も上昇することとなるが、現在、本市で一番大きい福岡浄水場第 1 配水池の耐震化を実施していることから、当該事業終了後、耐震化率が約 20% 上昇するものとして計算した。

イ 諮問事項について(下水道事業経営戦略の改定について)

○計画素案 74 頁、組織・体制強化に関する事業目標「資格保持者率」の目標値について、令和 15 年度までに 100%と掲げている。

下水道事業だけでなく、専門的な分野ではどの業界でも、ある程度経験のあるベテラン職員が多く資格を保持し、若手職員の資格所持率が低いのが現状かと思う。

今後の人口減少等も考えると、このような状況がますます課題となると思うが、若手の育成なども含め、ここに示す資格保持者率についていかがお考えか。

⇒現在本市においても、若手職員が少ないことが課題である。

資格所持率を目標として掲げることにより、現在従事している職員だけでなく、今後採用される未来の職員についても、一人ひとりが意識を持ちながら事業に携わることが重要だと感じている。

事業目標においては令和 15 年度までに 100%としているが、1 年でも早く 100%に達することができるよう、内部研修や経験者からの伝承、外部研修への参加による他市町村職員との交流等を積極的に行うことにより、職員の知識向上を図りたいと考えている。

○この後の答申に関わるため、水道事業及び下水道事業について、ただいま示された計画で「修正なし」として承認ということによろしいか。

○委員全員異議なし

○「修正なし」で承認として決定することとする。

#### ウ 諮問事項について(水道料金の改定について)

○パターン D という案で前回話がまとまったが、浴場用の料金体系について、本市には浴場が 1 件あると思うが、パターン D で料金改定を行うと、その 1 件は料金がどのように変わるのか。

⇒浴場用の料金案についても資料に示している。浴場用の料金はいわゆる銭湯など公衆浴場のための料金体系であり、こちらも基本料金及び従量料金の二部料金制だが、基本料金の中に 100 m<sup>3</sup>までの水量が含まれているのが一般用との違いとなる。また、従量料金については、パターン D の改定率に合わせて設定している。

なお、現在は本市において浴場用の料金体系を適用している水道使用者はいない状況であるため、浴場用の料金体系については規定こそあるものの使用していないのが現状である。今後についても、浴場用料金の規定を残すこととするため、一般用の改定に合わせ、浴場用についても料金改定を行う形となる。

○市民は一般的に何ミリの口径を使っているのか。

⇒家庭での使用ということであれば、13 mm及び 20 mmが多い。使用水量別・口径別の区分割合で見た使用者分布のうち、ポリウムゾーンでは、水道使用者の約 7 割がこのあたりを使用している状況である。

○料金表が示されているが、数字を羅列した料金表だけではなかなか市民の理解が得られないと思う。市民への説明・周知についてはどのように考えているのか。

また、ふじみ野市はもともと水道料金が安いと、料金改定を行っても他団体と比較するとまだ料金が安い状況になると考えられる。そのような点についても周知徹底すべきだと思う。「値上げ」という言葉には誰もが抵抗があるため、説明・周知は丁寧にしてほしい。

⇒どの程度の水道使用によりどの程度料金が上がるのか、という資料は内部で作成しているところである。

市民への周知にあたっては、そのような資料も用いながら丁寧に説明を行う予定である。

なお、本市が料金改定の検討を始めた段階で、県内の水道事業者 55 団体向けに調査を行ったところ、5 年以内の料金改定を検討している団体が 27 団体あり、約半数が料金改定を検討しているとの結果であった。料金改定により市民の皆様のご負担は増えることとなってしまいが、本市だけでなく他団体も料金改定を行った場合、料金比較を行った際に料金の順位等は大きく変動しない可能性もあるものと考えている。

## エ 答申案について

### ・ふじみ野市水道ビジョン及び水道事業経営戦略の改定に関する答申案について

○答申案で、審議会からの意見は、「意見案」としての記載ではなく「附帯決議」とすることはできないか。せっかく委員から出た意見であるからそれを付して市長に示すべきでは、という思いからの提案である。

⇒契約・法務課に確認の結果、答申において「意見」という取扱いが望ましいとのことである。

○水道事業経営戦略改定における意見は、答申案のとおり決定することとする。

### ・ふじみ野市下水道事業経営戦略の改定に関する答申案について

○下水道事業経営戦略に関する項について「健全な水環境の創出」という言葉がある。「健全」とはどのような意味か。「安全」とは異なるのか。  
⇒汚水処理にあたり、処理施設で浄化された水が河川や海に放出されることとなるため、水循環の意味も含めて「健全な水環境」としているが、市民の安全性を考慮した下水道事業のあり方を念頭に置き、「安全」という言葉に変更することも良いかと考えられるため、委員の皆様の意見を伺いたい。

○同じ文章の中に「健全」が二度出てきているが、それぞれ「水環境」と「事業運営」と、別のものを指している。

誤解を招く可能性もあるため、同じ「健全」という言葉を使うのではなく、変える方が良いと思う。細かいことを言うと、「健全」の中には科学的根拠に基づいた「安全」だけでなく、「安心」という意味も含まれているかと思うが、いかがか。

⇒「健全」には「安全」だけでなく「安心」も含まれているため、「安心・安全」として修正することも考えられる。委員の皆様の意見を伺いたい。

○「安全」だけで良い。

○「安全な水環境」という言葉への修正で委員全員異議なし

○下水道事業経営戦略改定についての答申は、「健全」から「安全」に修正したうえで決定することとする。

#### ・水道料金の改定に関する答申案について

○「パターン D」という言葉があるが、答申書を市長に示すにあたり別紙などでパターン D を示す必要はないのか。「パターン D」と一言で言われても分からないのではないかと心配をしている。

⇒上下水道審議会に出した資料については市長も了知しているところであり、実際に多くのパターンから審議して得た結論でもあるため、答申としての表記上このようにしている。

○「家庭系」という言葉が使用されているが、「系」という文字は必要か。「系」の一文字があるだけで、少し分かりづらくなると思うので、「一般家庭」や「家庭」といった表現で良いかと思う。

⇒「系」を削除し、「家庭」に修正することとして良いか委員の皆様の意見を伺いたい。

○「家庭」という言葉への修正で委員全員異議なし

○水道料金改定についての答申は、「家庭系」から「家庭」に修正のうえ決定することとする。

- 4 答申（別紙２のとおり）
- 5 市長挨拶
- 6 その他  
次回審議会の日程について
- 7 閉会

別紙2

ふ上審第6号  
令和5年12月5日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市上下水道審議会  
会長 原田 晴 男

ふじみ野市水道事業経営戦略及びふじみ野市下水道事業経営戦略の改定  
並びに水道料金の改定について（答申）

令和5年7月20日付けふ水第959号及び令和5年8月29日付けふ水第1  
354号で諮問された事項について、本審議会の意見は別紙のとおりです。



## 別紙

本審議会は、市長から諮問を受けた事項について、慎重な審議を行った結果、下記のとおり結論に達しました。

なお、それぞれ審議の過程における意見を付して、審議会の総意といたします。

### 記

#### 1 ふじみ野市水道ビジョン及びふじみ野市水道事業経営戦略の改定について

次の意見を付して、今後、10年間の水道事業経営の指針として当該計画を定めることを承認します。

- ① 水道事業経営の基本原理に基づき、家庭のみならず病院や飲食店などに安全な水を安定的に供給することを念頭に、より効率的で健全な運営に努めること。
- ② 水道は、24時間365日止めることができない市民にとっては非常に重要なインフラであり、その施設は災害等にも耐えられる状態を維持することが重要である。災害に強い施設の構築と持続的で健全な経営が求められることから、中長期的な水需要の減少動向など外部環境も考慮の上、設備投資の規模に留意して事業を進めること。
- ③ 水道事業は独立採算の原理を適用し、持続的で健全な経営が求められることから、極めて公共性・公益性の高い事業であることを認識し、世代間負担の公平性、かつ将来に渡って安全で安定した水の供給が行える投資と財源の確保に努めること。
- ④ 本計画の周知、広報に当たっては、水道利用者にとって分かりやすい用語を用いるなど理解しやすい工夫に努めること。
- ⑤ 各種施策の進捗状況、分析・評価に当たっては、本審議会へ報告し、適切に行うこと。

#### 2 ふじみ野市下水道事業経営戦略の改定について

次の意見を付して、今後、10年間の下水道事業経営の指針として当該計画を定めることを承認します。

- ① 下水道は環境衛生の向上と安全な水環境の創出のための不可欠な都市基盤施設であることから、適切な下水処理を念頭に、汚水私費の基本原則に基づき、より効率的で健全な運営に努めること。
- ② 下水道事業においても独立採算の原理を適用するものの、持続的で健全な経営が求められることから、極めて公共性・公益性の高い事業であることを認識し、世代間負担の公平性、かつ将来に渡って安全で安定した下水処理が行える投資と財源の確保に努めること。
- ③ 下水道においては、近々での使用料改定は必要ないが、令和18年度頃に

は赤字に転じ、経費改修率も令和 14 年度頃には 100%を下回る見通しであるから、引き続き、投資の適正化と経営の効率化に努めること。

- ④ 本計画の周知、広報に当たっては、下水道利用者にとって分かりやすい用語を用いるなど理解しやすい工夫に努めること。
- ⑤ 各種施策の進捗状況、分析・評価に当たっては、本審議会へ報告し、適切に行うこと。

### 3 水道料金の改定について

次の意見を付して、料金改定案としてパターンDが妥当であると認めます。

- ① 水道ビジョン・水道事業経営戦略の改定における審議から、水道を安定的かつ継続的に供給していくためには施設の老朽化対策、耐震化のための投資が必要であることが分かる。水道事業においては必要な費用を収入の根幹である水道料金で賄う独立採算の原理による運営が求められるが、料金回収率が 100%を下回っている状況であり、収支ギャップを解消するために令和 6 年度に水道料金を改定することはやむを得ないと判断する。なお、料金改定の具体的な実施時期については、周知期間を含めて市において適切に判断すること。
- ② 事務局より一律改定案、パターンAからEまでの料金改定案の説明を受けた。基本料金は水道使用量の多寡に関わらず固定的に発生するものであることから、一定率確保することが望ましいが、現行の料金体系では基本料金割合が約 17%であり、急激にこの割合を上げた場合には利用者の負担が大きくなる。それらを鑑みた結果、基本料金割合が 20%程度であるパターンDとEに絞った上で、低所得の層にもできるだけ配慮されており、従量料金についてもより家庭に配慮されたパターンDを料金改定案として妥当と判断した。
- ③ 料金改定を実施した場合においても、引き続き事業の精査を行うことにより事業費の抑制を図り、経営の効率化と生産性の向上に努めること。
- ④ 料金改定の必要性について市民、事業者などの水道利用者から理解と協力が得られるよう適切に周知を図ること。
- ⑤ 今後、水道料金の改定を予定する場合は、改めて本審議会に必要な調査及び審議する機会を設けること。